

平成23年4月19日

広島大学文書館の政令指定機関化について

広島大学文書館は、公文書等の管理に関する法律および同法施行令が、指定する機関として3月30日に指定されました。

4月1日から施行された公文書等の管理に関する法律及び同法施行令、歴史的に重要な公文書等（民間等から寄贈されたものを含む。）については、国立公文書館又はこれに準ずる施設として、内閣総理大臣の指定を受けた施設に移管し、管理することとなりました。

これに伴い、本学では、広島大学文書館が指定を受けることを目指し、必要な設備および体制の整備を進め、内閣府の審査および実地調査を経て、このたび指定されました。

今回、政令指定を受けた国立大学法人は6校（東北大学、名古屋大学、京都大学、神戸大学、広島大学、九州大学）で、その中で、本学文書館は、同法に基づく施設整備や法人文書の適切な保存管理体制について、先駆的な試みを実践しているとして内閣府より極めて高い評価を得ており、後継諸機関のモデルケースとして期待されています。

今後、本学の法人文書管理を適正かつ円滑に実施し、本学の諸活動を広く国民に説明する責務を果たすとともに、文書管理の更なる機能強化を図っていきます。

【問い合わせ先】

広島大学文書館
村上 淳子
bunsyokan@office.hiroshima-u.ac.jp
TEL: 082-424-4471
FAX: 082-424-6049